平成２２年（フ）第９３２号
千葉県市川市大和田３丁目１番11号　サンコーハイツ№６―203号
債務者　三橋　正吾
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８３号
千葉県市川市市川南１丁目６番10号
債務者　佐々木康行
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３４号
千葉県八千代市高津1231番地１
債務者　井上　芳雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９０号
千葉市緑区おゆみ野５丁目28番地　おゆみ野第１団地５棟206号
債務者　長妻　由香
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９６号
千葉市美浜区真砂５丁目16番２棟104号
債務者　今村　朋清
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１７号
千葉市緑区誉田町１丁目744番地17　アイコーポラスＣ―202号
債務者　熊谷　実
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２４号
千葉県船橋市高根台２丁目２番10棟404号
債務者　三浦　要
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３０号
千葉県船橋市浜町１丁目４番１棟915号
債務者　金高　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３４号
千葉県習志野市東習志野８丁目31番18―501号
債務者　加藤　均
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３６号
千葉市花見川区検見川町５丁目230番地
債務者　高橋　利枝
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４８号
千葉市中央区星久喜町150番地８　ファミーユいしの201号
債務者　大嶽美津江
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５２号
千葉市中央区南町２丁目17番13号　南町コーポビアネーズ207号
債務者　長崎　夏子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６９号
千葉県市川市原木１丁目11番19号　アビターレ原木105号
債務者　大貫　昌美（旧姓小磯）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７５号
千葉県船橋市高根台５丁目１番262棟305号
債務者　木村　勝
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７６号
千葉市稲毛区天台５丁目13番４号三井荘201号
債務者　鈴木富美男
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０１号
千葉県八千代市八千代台東２丁目12番10号セブンハイツ103
債務者　岡崎由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１３号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番35棟101号
債務者　門脇　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係